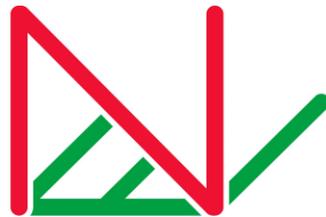




JCNE・NPOセミナー 「ガバナンスの考え方」 ～情報公開の留意点～

2021年10月13日（水）10：00～11：00



非営利組織評価センター

**JAPAN CENTER for
NPO EVALUATION**



■ 趣旨説明

非営利組織のガバナンスについて、オンラインで気軽に学び、質問・相談できる場として、2021年4月よりJCNE・NPOセミナー「ガバナンスの考え方」を毎月第2水曜日10時は、ガバナンスを考える日として開催

ガバナンスの基本の権限の分配や非営利組織の三役とその関係、ガバナンス構造などについて解説いたします。



本日のスケジュール

10:00 オープニング

- ・趣旨説明
- ・本日の流れ

10:05 ミニ講座 ～情報公開の留意点～

講師：太田達男（当センター 理事長）

10:35 質疑応答&相談タイム

- ・講座の内容に基づく質疑応答やご相談
- ・お申込み時にいただいたご質問の回答
- ・参加者のみなさんで事例のシェア

10:55 クロージング

11:00 終了



■ 講師 太田 達男

(一財)非営利組織評価センター 理事長
(公財)公益法人協会 前理事長 現会長
(公財)成年後見センター・リーガルサポート 理事
(公財)日本フィランソロピー協会 理事
(公財)渋沢栄一記念財団 監事
(公社)日本アイソトープ協会 監事



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。





JCNE・NPOセミナー
—ガバナンスの考え方—
第7回

～情報公開の留意点～

非営利組織に求められる透明性

—一般財団法人非営利組織評価センター—
理事長 太田達男



非営利組織における広義の情報公開

1. 法令に基づく非営利組織の公告
2. 法令に基づく非営利組織の情報公開
3. 法令に基づく所轄庁による非営利組織の情報公開
4. 任意の情報公開



法令に基づく非営利組織の公告

	一般社団・財団法人	特定非営利活動法人
公告しなければならない場合	§128 貸借対照表(大規模社団・財団法人は損益計算書も)	§28の2 同趣旨
	§233 清算法人(債権申出の催告)	§31の2 同趣旨 §31の12 清算法人が破産したとき
	§248 吸収合併消滅法人(債権申出の催告)	§35 合併法人 債権申出の催告
	§258 新設合併消滅法人(債権申出の催告)	
公告の方法	§331, 則§96	(それぞれの条において規定)
	1. 官報	同左(清算法人に係る公告は官報に限られる)
	2. 日刊紙	同左
	3. 電子公告	同左
	4. 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示	同左
罰則	§342 100万円以下の過料 公告不実行、不正の公告	§80 20万円以下の過料 公告不実行、不正の公告



法令に基づく非営利組織の情報公開(一般法人)

What	Where	How long	Whom	How
§14 定款	事務所(主・従) 備置	常時	社員(評議員)、債権者	閲覧・謄本又は抄本交付請求 電磁的記録の閲覧・書面交付請求
§32 社員名簿	事務所(主)	常時	社員	閲覧又は謄写の請求 電磁的記録の閲覧又は謄写請求
§57, 193 社員総会・評議員会の議事録	事務所(主・従) 備置	主たる事務所10年 従たる事務所5年	社員(評議員)、債権者	閲覧又は謄写の請求 電磁的議事録の閲覧・謄写請求
§97 理事会議事録	事務所(主) 備置	主たる事務所10年	社員(評議員)、債権者 (ただし裁判所の許可必要、 評議員は不要)	閲覧又は謄写の請求 電磁的議事録の閲覧・謄写請求
§129 「計算書類(貸借対照表・損益計算書)」、「事業報告、これらの付属明細書」、「監査報告書又は会計監査報告」	事務所(主・従) 備置	主たる事務所5年 従たる事務所3年	社員(評議員)、債権者	閲覧・謄本又は抄本交付請求 電磁的記録の閲覧・書面交付請求
§120, 121 会計帳簿及び事業に関する重要な資料	事務所(主) 保存	閉鎖から10年	10分の1以上の社員、 または1人以上の評議員	閲覧又は謄写の請求 電磁的記録の閲覧・謄写請求



法令に基づく非営利組織の情報公開(特定非営利活動法人)

What	Where	How long	Whom	How
§28 定款等(定款並びに認証及び登記に関する書類の写し)	事務所 備置	常時	社員その他の利害関係人	閲覧請求
§28 社員名簿(前事業年度末日における10人以上の社員の氏名、住所を記載した書面)	事務所 備置	常時	社員その他の利害関係人	閲覧請求
§14 設立時財産目録	事務所 備置	常時	—	—
§28② 役員名簿	事務所 備置	常時	社員その他の利害関係人	閲覧請求
§28 「計算書類(貸借対照表・活動計算書)」、財産目録	事務所 備置	作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日まで	社員その他の利害関係人	閲覧請求

認定特定非営利活動法人については、以上の加えて数多くの書類の事務所備置き及び公開が法令上規定されている。
内容については拙著「非営利法人設立・運営ハンドブック」P174~176を参照してほしい。



法令に基づく非営利組織の情報公開(公益法人)

赤字部分が公益法人に加重されている

What	Where	How long	Whom	How
§21④ 定款	事務所(主・ 従) 備置	常時	誰にでも	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
§21④ 社員名簿	事務所(主)	常時	誰にでも (ただし、社員・評議員以外の者には住所 部分除外可能)	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
§21② 役員名簿 役員報酬基準	事務所(主・ 従) 備置	主たる事務所5年、 従たる事務所3年	誰にでも (ただし、社員・評議員以外の者には住所 部分除外可能)	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
21① 事業計画書・予算書 「資金調達・設備投資計画」	事務所(主・ 従) 備置	当該事業年度末 まで	誰にでも	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
§21④ 「計算書類(貸借対照表・損益計算 書)」、「事業報告、これらの付属明細 書」、「監査報告書又は会計監査報 告」・財産目録、キャッシュフロー計算 書、「運営組織及び事業活動の概要 及び重要な数値を記載した書類」	事務所(主・ 従) 備置	主5、従3年	誰にでも	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧 (謄写請求はできない)



法令に基づく所轄庁による非営利組織の情報公開

【公益法人】

◇行政庁は公益法人より提出を受けた財務諸表等*について、請求があれば閲覧又は謄写をさせなければならない（公益認定法第22条）

*「計算書類(貸借対照表・損益計算書)」、「事業報告、これらの付属明細書」、「監査報告書又は会計監査報告」・財産目録、キャッシュフロー計算書、「運営組織及び事業活動の概要及び重要な数値を記載した書類」

◇閲覧させる場所はインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない(則39条)

<https://www.koeki-info.go.jp/pictis-info/csa0001!show#prepage2>

【特定非営利活動法人】

◇所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等*（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について請求があれば、閲覧又は謄写させなければならない(特活法第30条)

*事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

◇特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>





JCNEの情報公開に関する評価基準

(ベーシック評価基準)

8. 法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している





■ ベーシックガバナンスチェック

ベーシック評価基準23項目

セルフチェック・書面評価（第三者評価）

<https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

■ グッドガバナンス認証（アドバンス評価）

アドバンス評価基準27項目

書面評価・訪問評価

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/



アンケートご回答のお願い

<https://forms.gle/hZXxJ3aitRNV2Lwh9>

※次回、開催の参考にするため、ご協力をお願いいたします。

(一財) 非営利組織評価センター

E-mail : office@jcne.or.jp

※メールにてお問い合わせください。

